

建コン協北陸支部活動報告書

件名	令和元年度 独占禁止法等遵守に関する講習会
日時	令和2年2月17日（月） 13:30～15:00
会場	興和ビル10階 大会議室
その他	参加者数：64名、マスコミ取材：5社

〔活動内容〕

●講習会の概要

令和2年2月17日、独占禁止法等遵守に関する講習会を新潟市の興和ビルにて開催したので報告します。当日は、会員63社のうち29社から役員15名、社員49名、計64名が参加されました。講師の松浦弘和様には、公正取引委員会の役割にはじまり、独占禁止法の概要、最近の違反事例や相談事例、相談制度まで、具体的に分かりやすく解説していただきました。

●次第

1. 開会挨拶 支部長 寺本 邦一
2. 講演 演題：「独占禁止法の概要と最近の事例」
講師：公正取引委員会 事務総局 取引部
相談指導室 企画調整係長 松浦 弘和 氏
3. 閉会挨拶 総務部会長 青木 和之

●開会挨拶

寺本北陸支部長より、講師への謝辞があり、続いて以下の挨拶がありました。

「建設コンサルタンツ協会は、近年の気候変動により大規模災害が頻発化・激甚化する中、防災・減災、国土強靱化に向けて社会的使命を果たして行くことが期待されています。・・・(中略)・・・

建設コンサルタント業は社会的に重要な業務を遂行しており、法令を遵守する倫理観を持った活動を実践し、社会の信頼の維持向上に努めていかなければなりません。本日の講演会をよく聴いて、そのことを適切な取り組みに活かす。そして、コンプライアンスを確立する建設コンサルタントの活動を推進していただくよう皆様をお願いして、挨拶といたします。」



寺本支部長の開会挨拶

●講演概要

独占禁止法の概要と最近の事例

はじめに、講師の松浦様から、独占禁止法とはどのようなものか、どのような行為が禁止されているのかを知ってもらいたいこと、また、本日の資料をテキスト代わりに使い、迷うことがある場合には、全国の相談窓口があるので利用してほしいとのお願いがありました。以下に講演の要旨を報告します。

1) 公正取引委員会

公正取引委員会は、グルメサイトの実態調査や旅行サイト、GAF A等への立入検査など、入札談合やカルテル以外にも様々な経済一般について関心を持って取り組んでいる。また、市場の番人と呼ばれており、マークは市場を見ているという目を表している。平成30年度は延べ46名の事業者に対して8件の排除命令を行って、延べ18名の事業者に対して総額2億6,111万円の課徴金納付命令を行った。今年度の課徴金は、この時点で600億円ぐらいになっている。

2) 独占禁止法の概要

①**独占禁止法とは**：市場において、公正で自由な競争が確保されるために事業者が守るべき基本ルールである。法が守られた結果において、独占や市場シェアを高めることを禁止するものではない。

②**競争のメリット**：事業者間の競争により商品開発・改良により性能アップ、生産の合理化が進み、消費者ニーズを捉えることにより、事業の活発化・発展、消費者利益の確保につながっていく。

③**禁止行為**：1) 私的独占、2) 不当な取引制限、3) 不公正な取引方法、4) 競争制限的な企業結合の4つの行為を禁止している。法律の適用は幅を持っており、事案ごとの背景や目的、手段を踏まえて認定する。我々の業界が関係するのはカルテルや入札談合などの不当な取引制限だが、入札談合はしばしば官製談合の場合があり、公正取引委員会は特に力を入れ撲滅に向けて動いている。

また、私的独占や不当な取引制限と違い、抱き合わせ販売等の不公正な取引方法は広く浅く調べ、恐れがあれば認定されるものであり、「正当な理由がないのに」、「不当に」との条件がついており、違法性の範囲が不明確である。もし何か不安がある場合、あるいは事前に確認したい場合は、公正取引委員会まで連絡するのが良い。

④**違反行為に対する措置等**：違反行為に対して、1) 排除措置命令、2) 課徴金納付命令、3) 罰則の措置がとられる。違反者の名前はいつまでも消えず、後々までも尾を引いてしまう可能性がある。また、上場企業では課徴金の納付や排除措置命令により株価が影響を受け株主訴訟を受けることがある。

⑤**課徴金減免制度**：この制度は、カルテルや談合は秘密裏に行われ発覚が難しいことから、発見・解明を目的に作られ、自主申告してきた場合には課徴金を科さない、もしくは減免するというものである。立入検査前に真っ先に申請すると課徴金は免除になり、刑事罰も科されることはなくなるケースが多い。メリットがあるので、公正取引委員会の課徴金の対象となる事件の85%位はこの制度によって発覚している。

また、経営陣は把握していないが、営業マンが勝手に他社と価格調整してしまうケースがあるが、決定権を持っていなかったから入札談合に該当しないわけでもない。この場合も経営陣がこの制度を利用して申請すると課徴金は減免されるので、この制度を広く知ってもらいたい。

⑥**罰則**：罰則は、個人も法人も刑事告発の対象なので、両方とも懲役や罰金が科される。

⑦**被害者による損害賠償請求**：独占禁止法の違反行為に対しては、公正取引委員会からの事実を認定した法的措置が確定しているので、民法で損害賠償請求される可能性は通常より高くなる。

⑧**事業者団体の禁止行為**：事業者団体が行う行為は、場合によっては独占禁止法上違反行為となる恐れがあり、個人が一社単位で行うよりも団体として行為を行った方が厳しい結果となることが多い。

特に、事業団体が行う価格、数量、顧客、参入等の制限行為や、構成事業者の機能または活動を不当に制限すること、不公正な取引方法の強制は違反である。

とはいえ、ある程度の営業に係るようなことをしなければ、業界団体や事業者団体としての活動ができなくなるので、「事業者団体の活動に関する独占禁止法の指針」により適切な活動を規定している。もし、何か会員へ強制させるものがある場合には、決定する前に公正取引委員会のホームページで確認するか、相談窓指導室まで相談してもらいたい。

3) 違反事例、相談事例

入札談合の事例は、宮城県北部土木事務所発注の特定建設関連業務において、違反業者数8社が順番で落札業者を決めていたというものである。「排除措置命令書」の主文では、談合行為の取りやめを取締役会で決議し、他社及び発注者に通知すること、また、承認を得た上で自社従業員に周知徹底しなければならないこと、さらに、それぞれ公正取引委員会へ採った措置を報告しなければならないことが示されており、命令される排除措置はとても煩雑である。理由には、公正取引委員会が目にした関連事実と入札談合の実施方法、実施状況を記載している。

参考資料の排除命令書は公開されており、分かりやすい事例として紹介したが、こういったケースは年間何件も発生している。この事案は、証拠が非常に多い事件であった。しかし、たとえ順番表のような明確な証拠が無くても、話し合いの場に参加した人の手帳に定期的に何か記号などの記載があ



講師：公正取引委員会 松浦弘和様

れば、入札談合となる。

また、最近、世界各国で見ると、まだ日本では導入していないが、いわゆる AI やコンピュータを使って入札談合をサーチすることが行われている。何かきっかけがあれば、こういったものは、割と容易に芽づる式にあらわになってくるものなので、事例のように 100%の受注率でなくて 50%でも、30%の受注率でも違反行為として認定することがあるので、ご注意ください。

4) 相談制度

公正取引委員会は、事業者や事業者団体が、自ら行おうとする個別具体的な内容が独占禁止法上の問題になるかどうかについての相談を、全国で受付けている。

相談窓口：新潟県は公正取引事務総局（霞が関）、富山県と石川県は中部事務所（名古屋）

●最後に

本講演では、「禁止行為」や「課徴金減免制度」、「事業団体の禁止行為」、「違反事例」、「排除措置命令」等について、具体的な事例を提示しながら、丁寧で分かりやすい説明をいただきました。営業に係る多くの参加者が一番身近に感じる「独占禁止法とはどのようなものか」、「どのような行為が禁止されているのか」について学び、「自由で公正な競争の重要性」を強く再認識することができたと思います。また、そのことを社内の関係者と情報を共有して、より良い営業活動や協会活動に繋げていただけるものと思います。講師の松浦和弘様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

以上



青木総務部会長の閉会挨拶



講演会場の様子